

平成 2 6 年度
奈良県中小企業外国出願支援事業
【公 募 要 領】

(公益財団法人奈良県地域産業振興センター)

〒630-8031 奈良市柏木町 1 2 9 - 1 奈良県産業振興総合センター 3 階
T E L : 0742-36-8312 F A X : 0742-36-4010
<http://www.nara-sangyoshinko.or.jp>

1. 目的

この要領は中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(中小企業外国出願支援事業)(平成26年4月1日付け2014318 特第4号)に基づき、公益財団法人奈良県地域産業振興センター(以下「センター」という。)が奈良県内に事業所を置く中小企業者の海外展開支援の一環として行う、中小企業者が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願に要する経費の一部を助成する事業(以下「間接補助事業」という。)における中小企業者に対する間接補助金(センターが経済産業大臣等から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。)の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とします。

2. 補助対象企業

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」(構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)であり、以下の要件を満たす者となります。

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 間接補助金の交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を自らの責任でセンター宛てに提出できること)。
- (3) 間接補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。

(注) 本間接補助金は、「中小企業者による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進すること」を目的としており、中小企業者であっても大企業(※)が実質的に経営に参画していると考えられる場合(いわゆる「みなし大企業」)については、他の中小企業向け補助金と同様に、支援対象外となります。

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 大企業(※)が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している中小企業者。
- ② 大企業(※)が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している中小企業者。
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業(※)の役員または職員が兼務している中小企業者。

(※) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助対象要件

以下の要件を満たす産業財産権に係る外国出願(特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標)とします。

- (1) 既に行っている国内出願を基礎として、採択後かつ年度内に国内出願と同内容で外国出願(特許協力条約に基づく国際出願(PCT 国際出願)における国内移行や、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(マドプロ出願)を含む。)を行う予定のもの。
- (2) 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業の名義であること。

(注1) 中小企業が外国に出願する際に要する費用が対象です。PCT 国際出願の場合は国内移行に要

する費用が対象であり、マドプロ出願の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用も含まれますが、いずれの場合も、日本国特許庁へ納付する手数料は対象外です。

(注2) 補助対象はあくまでも出願時の費用ですので、出願後の中間手続費用・登録料等は対象外です。ただし、中間手続であっても、審査請求や補正などを出願と同時にを行う場合は、本間接補助金においては出願費用とみなし、その費用を対象とすることが可能です。

(注3) 外国出願において必要となる書類が各国制度により様々あり得ます（例：公証人証明申請費用、委任状作成費用等）。当該国の制度上、出願に必要であるものであれば、補助対象とすることが可能です。

(注4) 外国出願に必ずしも不可欠な費用ではないものは、原則対象となりません。ただし、その必要性について対外的な説明ができるものであれば対象とすることが可能です（例：中国における PCT 国際出願の国内移行期限延長費、代理人からの再委託に基づく仲介手数料）。

(注5) 交付決定日以前に発生した費用は対象とすることはできません。

4. 補助対象事業

間接補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件に合致する企業及びその出願とする。

- (1) 外国出願を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業であること。
- (2) 補助を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業であること。
- (3) 補助申請の提出時点において日本国特許庁に既に特許出願（PCT出願を含む。）を行っている出願であって、平成26年12月末日までに外国特許庁への出願を行う予定があること。
- (4) 国内の先行技術調査等からみて外国での特許権取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (5) 当該年度内に開始し、かつ平成26年12月末日までに完了する見込みのある事業であること。

5. 補助率及び補助限度額

- (1) 補助率 助成対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額 1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。
 - ① 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円（複数案件の場合）
 - ② 1出願に対する補助金の総額
 - (ア) 特許出願 150万円
 - (イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く）60万円
 - (ウ) 冒認対策商標 30万円

※予算額の範囲内で補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合があります。

6. 間接補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料
外国特許庁への出願に要する費用
- (2) 現地代理人費用
外国特許庁に出願するための現地代理人に要する費用
- (3) 国内代理人費用
外国特許庁に出願するための国内代理人に要する費用
- (4) 翻訳費用

外国特許庁に出願するための翻訳に要する費用

(5) その他費用

本事業を実施するためにセンターが必要と認めた経費

(注1) 対象とならない経費は以下のとおりです。

国内出願費用、PCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内以降手数料等を含む。）、国内出願・PCT出願の弁理士費用。

(注2) 特に代理人費用については対象経費が明確に分かるように、経費の支出根拠となる書類（領収書等）を対象経費分と対象外経費分に区別してください。

(注3) 国内代理人から現地代理人への振込手数料については、送金額に関わらず、1回の振り込みごとに手数料が設定されているのが通常であり、国内代理人から現地代理人への送金が複数回にわたって行われた場合、1回の振り込みであれば要しなかった経費が計上されることとなるため、原則、1回の振込手数料のみが補助対象経費となります（複数回にわたって振り込みを行わなければならない合理的な理由が認められれば、この限りではありません）。

7. 事業実施期間

(1) 実施期間

交付決定日から平成26年12月末日まで

※ 平成26年12月末日までに外国への直接出願または指定国への国内段階移行が完了していることが条件となります。

(2) 実績報告書

外国への出願費用又は指定国への国内段階への移行を確認し、当該出願費用の支払完了後平成27年1月末日までに実績報告書を提出してください。

8. 審査及び採択方法

以下の審査を経て、センターが採択を決定します。

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 間接補助事業の目的、形式的審査要件に適合しているか。
- ② 二次審査基準に適合しているか。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査機関：有識者等により構成する審査委員会

審査基準：以下の項目について、審査を行います。

- ① 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ② 助成を希望する出願に関し、外国での事業展開等を計画していること。
- ③ 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ④ 地域産業への波及効果などが認められること。

※ 審査結果は採択決定者に文書により通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問合せには一切応じることはできません。

9. 間接補助金の支払い

間接補助金は、間接補助事業の実績に応じて交付しますので、実績報告書等の書類の審査及び証拠書類（見積書～領収書、元帳等）などについて現地検査等を行い、内容を確認します。

間接補助金の支払いは、現地検査を経て実績を確定してからの精算払いとなります。このため、中小企業者は、補助金の交付を受けるまで、経費の立替払が必要となります。なお立替払にあたっては、銀行振込など金融機関経由で行ってください。

10. その他の留意事項

- (1) 本間接補助事業の補助対象経費には、日本国特許庁に支払う費用（PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法（昭和34年法律第127号）第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。）は含みません。また、他の事業者との共同出願の場合には、補助対象企業の持ち分比率に応じた額（ただし、補助対象企業が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。
- (2) 本間接補助事業に係る他の行政機関等（国、県、市町村、公益法人）からの補助金等の交付を受けている又は交付申請中の場合、本間接補助事業の補助対象外とします。
ただし、国内出願費用や海外見本市出展等、外国出願に関する以外の補助金等は除きます。
- (3) 原則として、間接補助事業完了後の額の確定に当たり、経費対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は対象外となります。
- (4) 事業計画どおりに実施されなかった場合は、交付決定を取り消しすることがあります。
- (5) 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持ち分比率に応じて助成金額の申請を行うものとします。
- (6) 中小企業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により本間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかにセンターに報告し、センターの指示により当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還する必要があります。
- (7) 間接補助金の交付決定後は申請者名、補助対象事業名を公表します。また、本間接補助事業による海外へ出願を行った事例として、中小企業者に情報提供を行い、他の中小企業者における外国出願支援等に役立てることとします。
- (8) 本間接補助事業に採択された場合、助成対象事業完了の翌年度から5年間、事業化状況等を報告いただきます。
- (9) 外国出願に関するご相談は、本事業の連携相談窓口として以下の機関にご協力いただいておりますので、ご活用ください。

○ 一般社団法人奈良県発明協会

奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター 2階
TEL 0742-34-6115

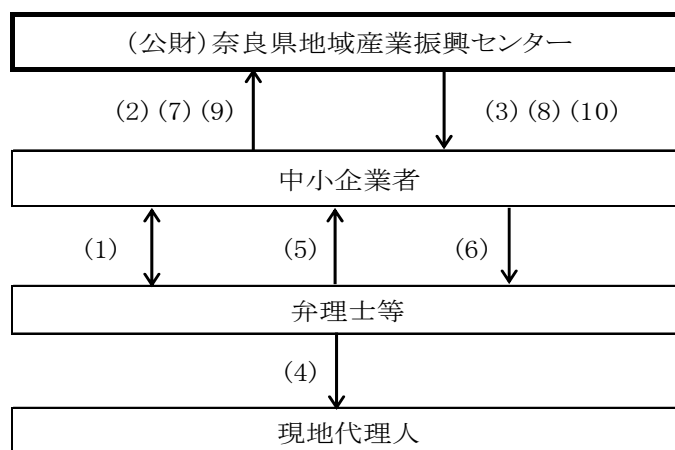
11. 事業の流れについて

具体的な事業の流れは次のとおりです。

◎申請時に、弁理士等が中小企業者の申請事務に協力する「協力承諾書」が必要となります。

【手順】

- (1) 協力承諾書により中小企業者と弁理士等間で協力関係を構築
- (2) 中小企業者からセンターへ助成金を申請
- (3) センターが採択企業に対し交付決定
＜ 弁理士等が外国出願 ＞
- (4) 弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払い
- (5) 弁理士等が中小企業者へ外国出願経費を請求
- (6) 中小企業者が請求書に基づき外国出願経費を弁理士等に支払い
- (7) 中小企業者がセンターへ実績報告書等を提供
- (8) センターが実績報告書等の確認により、中小企業者へ支払う補助金額を確定
- (9) 額の確定後、中小企業者がセンターへ助成金請求書を提出
- (10) センターが助成金請求書に基づき間接補助金(外国出願経費の1/2以内)を支払い



1 2. 暴力団排除に関する誓約事項

間接補助事業者となる中小企業者からの暴力団排除にあたっては、以下の取組みを行います。

- (1) 実施要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」（以下、「誓約事項」という。）記に該当する者が行う事業については交付対象としません。
- (2) 間接補助事業者となる中小企業者が誓約事項に同意し、自署のうえ、提出すること。
- (3) 誓約事項に違反した場合には交付決定の取消しを行うこと。

なお、間接補助事業者となる中小企業者が暴力団であると確認された場合は、原則、以下のとおり取り扱うこととなります。

- ① 交付決定前に判明した場合 → 間接補助金の交付対象としません（間接補助金の不交付）
- ② 間接補助事業期間中に判明した場合 → 交付決定の全部取消し
- ③ 間接補助事業終了後に判明した場合 → 交付決定の全部又は一部の取消

1 3. 交付決定の取消し、補助金の返還

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）交付要綱」（20140318特第4号）、「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）実施要領（以下、「実施要領」という。）」（20140318特第5号）に基づき、交付決定の一部又は全部を取り消し、又は変更することや既に交付した補助金がある場合は、その一部又は全部の返還を求める場合があります。

- (1) 実施要領、本公募要領の規定に違反したとき
- (2) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- (3) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- (4) 不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき など。

※ 国内弁理士等に依頼せずに、自ら現地代理人に依頼して外国出願を行う場合や、代理人に依頼せずに行うマドプロ出願（マドプロ出願については現地代理人を要しないため）についても、補助対象となります。ただし、国内弁理士等に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付額確定の必要書類）を自らの責任でセンター宛てに提出できることが条件であり、この申請に基づき交付決定した案件が、外国出願後、センター宛てに必要書類の提出ができない場合は、当該間接補助事業者となる中小企業者に対する交付決定を取り消すことがあります。

14. 応募手続き

(1) 募集期間

平成26年6月2日（月）～平成26年6月30日（月）〔当日消印有効〕

午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。）

※ 期限を過ぎての受付は一切できません。

※ 採択状況に応じ、2次募集を行う場合があります。

(2) 提出書類

➤ 間接補助金交付申請書（様式第1-1、様式第1-2）

➤ 添付書類は以下のとおり。

	添付書類
法人	1. 登記簿謄本の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 12. その他補助事業者（センター）が定める事項
個人事業者	1. 住民票の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 11. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 12. その他補助事業者（センター）が定める事項

事業協同組合等	1. 定款 2. 役員等名簿（注２） 3. 組合員名簿 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注３） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注４） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. 県税（全税目）の滞納がないことの証明 10. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙） 11. その他補助事業者（センター）が定める事項
---------	--

（注１）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載すること。

（注２）「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）です。

（注３）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。

※ 間接補助金交付申請書の様式は、センターホームページからダウンロード可。

※ 郵送又持参によること。FAX、E-mail は受付不可。

※ 法人の場合は、代表者印、会社印を押印してください。

（３）提出先及び問合せ先

公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業化推進課 事業化推進係
〒630-8031 奈良市柏木町１２９－１ 奈良県産業振興総合センター ３階
TEL 0742-36-8312 FAX 0742-36-4010
E-mail sangyo@nara-sangyoshinko.or.jp
ホームページ <http://www.nara-sangyoshinko.or.jp>

１５．スケジュール（予定）

平成２６年 ６月 間接補助金交付申請書の募集
７月 第一次審査、第二次審査、採択案件の決定、交付決定
１０月 間接補助事業の遂行状況報告（様式第５）
１２月 間接補助事業の実施期間（１２月末日まで）
平成２７年 １月 間接補助事業の実績報告（１月末日まで）
２月 完了検査
３月 間接補助金の交付